

## 医科点数等Q & A

### (注射)

**Q 1**骨粗しょう症の患者に対するエルカトニン注40単位の算定は認められないのか。

**A 1**エルカトニン注射液は骨吸収抑制作用や血清カルシウム低下作用を有する薬剤で、「40単位」の添付文書をみると、効能・効果として「高カルシウム血症、骨ページェット病」が記載されています。「10単位」、「20単位」、「20S」の添付文書の効能・効果は「骨粗鬆症における疼痛」が記載されており、「40単位」とは異なります。このことから、エルカトニン注射液40単位については、骨粗鬆症の患者は適応外となります。

### (処置)

**Q 2**ネブライザまたは超音波ネブライザの際に生理食塩水（生食）を使用した場合、生食の算定は可能か。

**A 2**生食の添付文書に「注射用医薬品の希釈、溶解」や「含嗽・噴霧吸入剤として気管支粘膜の洗浄・喀痰排出促進」に用いるとあります。ネブライザ等において生食を添付文書通りに使用した場合、生食の算定は可能です。